

議案第 25 号

石岡市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する
条例を制定することについて

石岡市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定
することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

国家公務員に準じて超過勤務命令の上限等を設定することに伴い，所要の
改正を行うため。

石岡市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成17年石岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか，同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は，市規則で定める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。